#  1兆442．0億円＜うち財務省計上5，421．0億円＞ 

## 事業目的•概要

－令和元年度予備費により措置した，新型コロナウイルス感染症の影響に より，業況悪化を来している中小企業•小規模事業者•個人事業主
（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施する ため，出資金により日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

## （1）日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

－日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を実施します。
－また，新規融資とあわせて既往債務の借換を可能とし，借換部分につい ても当初 3 年間 $0.9 \%$ の金利引下げを行うことで，月々の利息負担及 び返済負担軽減を図ります。

## （2）利子補給による実質無利子化

－一定の要件を満たした事業者に対して，既往債務の借換部分を含め，借入後3年間の利子補給を実施することで，実質無利子化します。

## 成果目標

－新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業•小規模事業者•個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り円滑化。

条件（対象者，対象行為，補助率等）


## 

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により，最近1ヵ月の売上高 が前年又は前々年比 5 \％以上減少した方
※業歴3力月以上1年1ヶ月末満の場合等は，最近1力月の売上高が過去3力月（最近1力月を含む。）の売上高の平均額に比し5\％以上減少していること等。
（※）個人事業主（事業性のあるコリーランス含み，小規模に限る）は，影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用
※商工組合中央金庫は別途，危機対応業務として中堅向け貸付等も実施
貸付限度：中小事業 3 億円（別枠），国民事業 6 千万円（別枠）商工中金等（以下，危機対応） 3 億円
貸付利率：当初3年間 基準利率 $\mathbf{\Delta} \mathbf{0 . 9 \%}$ ， 4 年目以降基準利率中小事業•危機対応 $1.11 \% \rightarrow 0.21 \%$ ，国民事業： $1.36 \% \rightarrow 0.46 \%$

利下げ限度額：中小事業•危機対応 1 億円，国民事業 3 千万円
※貸付限度額•利下け限度額は新規融資と既往債務借換の合計
貸付期間：設備資金20年以内，運転資金15年以内
据置期間：5年以内 担保：無担保
基準利率：中小事業•危機対応1．11\％，国民事業1．36\％ ※令和 2 年 4 月 1 日時点，貸付期間 5 年，信用力や担保の有無に関わらず一律

## （2）利子補給による実質無利子化

適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等 により借入を行った事業者のうち，以下の要件を満たす方
（1）個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み，小規模に限る）…要件無し
（2）小規模事業者（法人に限る）………．．売上高 $\mathbf{A} 15 \%$
（3）中小企業者（上記（1）（2）を除く）……．．．．売上高 $\mathbf{A} 20 \%$
補給上限：中小事業•危機対応 1 億円，国民事業 3 千万円，当初 3 年間
※利子補給上限は，新規融資と既往債務借換との合計金額
小規模要件：製造業，建設業，運輸業，その他業種は従業員20名以下卸売業，小売業，サービス業は従業員5名以下

## 



## 事単の内蓉

## 事業目的•概要

－新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小•小規模事業者等に対して，制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで，信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰 り支援を実施します。
－また，新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため，信用保証付融資の既往債務の借換により，返済負担を軽減します。一定の要件を満たした場合には，借換に ついても保証料補助や実質無利子化の対象とします。

## 成果目標

－新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じ ている中小•小規模事業者•個人事業主の資金繰りを円滑化し ます。
条件（対象者，対象行為，補助率等）
補助（1．5兆円）【経産省計上】


出資（1．2兆円）【財務省計上】
$\qquad$日本政策金融公庫
－新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じて いる中小•小規模事業者•個人事業者に対し，都道府県が実施す る制度融資を活用し，保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者（セーフティネツト保証 4 号，5号，危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）
個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み，小規模に限る）
－5\％保証料ゼロ，無利子（当初3年）
中小•小規模事業者 $\boldsymbol{\Delta} 5 \%$ 保証料 $1 / 2$
中小•小規模事業者 $\boldsymbol{\Delta} 15 \%$ 保証料ゼロ，無利子（当初3年）融資上限額：3000万円，


## 持続化給付金

## 命和2年度浦正予萛家新 2 兆 3,176 億円

## 事業の内容

## 事業目的•概要

－新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより，中堅企業，中小企業，小規模事業者，フリーランスを含む個人事業者等，その他各種法人等 の業況に大きな影響が出ています。
このため，感染症拡大により，特に大きな影響を受けている事業者に対して，事業の継続を支え再起の糧となる，事業全般 に広く使える給付金を支給します。

成果目摽
－新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。

条件（対象者，対象行為，補助率等）

－売上が大きく減少した事業者に対し，法人200万円，個人事業者等100万円を上限に，現金を給付いたします。

給付対象者：
中堅企業，中小企業，小規模事業者，フリーランスを含む個人事業者等，その他各種法人等で，新型コロナウイルス感染症の影響に より売上が前年同月比で $50 \%$ 以上減少している者

給付額：
前年の総売上（事業収入）
－（前年同月比 $\triangle 50 \%$ 月の売上 $\times 12 ヶ$ 月）
※上記の算出方法により，
法人は200万円以内，個人事業者等は100万円以内を支給
※詳細な条件や申請方法等については，決定次第速やかに公表

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小•小規模事業者向け 

## 事書羔の内㝘

## 事業目的•概要

－新型コロナウイルス感染症の影響により，インバウンドを含む観光需要の落ち込みや国内の客足減少，サプライチェーンの毀損等により，多くの中小•小規模事業者において売上げが急減している状況にあります。
－また，こうした状況の中で，よろず支援拠点，商工会•商工会議所等の経営支援機関に寄せられる相談も急増している状況にあります。
－こうした中で，中小•小規模事業者の当面の資金繰りの安定化に向け，資金繰り計画の作成に係る支援等，金融機関とのコミュニケーションの強化に資する支援や販路拡大等に関する経営相談を行うとともに，感染拡大防止後の速やかな再起支援に向け，多様な経営課題の解決 に向けたきめ細かな相談対応を行っていく必要があります。
－こうした新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小•小規模事業者の多様な経営課題の解決に向け，よろず支援拠点や商工会•商工会議所等の経営相談窓口での対応力を強化するとともに，専門家派遣体制を強化します。

## 条件（対象者，対象行為，補助率等）



事業イメージ

## 1．経学相談体制の強化

－全国のよろず支援拠点において，経営改善，特に資金繰りに関す る相談対応が可能な専門家を増員するとともに，全国の下請かけ こみ寺において，損失のしわ奇せ等に関する相談対応が可能な専門家を増員し，新型コロナウイルス感染症による影響を受けて経営状況が悪化している中小•小規模事業者への支援や取引適正化を強力に推進する等の体制を整備します。
－商工会•商工会議所において，新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小•小規模事業者の相談窓口で経営相談の対応 を行う経営指導員等を増員し，相談対応能力と支援機能を強化 します。

## 2．雭間家派遣体制の強化

－よろず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が，新型コロ ナウイルス感染症の影響を受ける中小•小規模事業者の経営課題解決に向けて，専門家を無料で派遣する体制を強化します。
（※地域PF：商工会•商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携する枠組み）
－（独）中小企業基盤整備機構において，新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小•小規模事業者の経営相談対応等を実施する支援機関等に対し，中小企業診断士，税理士，企業経営や店舗経営の経験者等の専門家を無料で派遣します。

## 雇用調整助成金 経済上の理由により，事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が，雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度


[^0]
## 固定資産税•都市計画税の減免

－中小事業者の税負担を軽減するため，中小事業者の保有するすべての設備や建物等の 2021年度※の固定資産税及び都市計画税を，売上の減少幅に応じ，ゼロまたは1／2とする。 ※2020年度の固定資産税及び都市計画税は，新たな特例措置（収入が前年同月比 $20 \%$ 以上減）に基づき， 1 年間，納税猶予可能。
－具体的には，2020年2～10月の任意の3ヶ月の売上が前年同期比 $30 \%$ 以上 $50 \%$ 未満減少した場合は1／2に軽減し，50\％以上減少した場合は全額を免除する。

〈減免対象〉 ※いずれも市町村税

- 設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常，取得額または評価額の1．4\％）
- 事業用家屋に対する都市計画税（通常，評価額の0．3\％）

| 2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の <br> 売上高の対前年同期比減少率 | 減免率 |
| :---: | :---: |
| $30 \%$ 以上 $50 \%$ 末満 |  |
| $50 \%$ 分の 1 |  |

## 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充•延長

－現在，中小企業が新たに投資した設備については，自治体の定める条例に沿って，投資後 3 年間，固定資産税が免除される（固定ゼロの特例）。
－生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため，本特例の適用対象に事業用家屋と構築物※を追加するとともに，2021年3月末までとなっている適用期限を 2 年間延長する。
※門や塀，看板（広告塔）や受変電設備など。

| ＜認定スキーム＞ |
| :---: |
| 国 <br> （導入促進指針の策定） |

## 協議 1 同意

市町村
（導入促進基本計画の策定）
申請 認定

| 中小企業 |
| :---: |
| （先端設備等導入計画の策定） |


| 対象地域 | 全国1，646自治体（うち1，642がゼロ（2020年2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村 |
| :---: | :---: |
| 対象設備 | 機械装置•器具備品などの償却資産 <br> ※旧モデル比で生産性が年平均 $1 \%$ 以上向上するもの <br> 事業用家屋と構築物を対象に追加 <br> －事業用家屋は取得価額の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの <br> －構築物は，旧モデル比で生産性が年平均 $1 \%$ 以上 向上するも の |
| 特例措置 | 固定資産税（通常，評価額の1．4\％）を投資後3年間 ゼロ～1／2に軽減 <br> ※軽減率は各自治体が条例で定める |

## 納税の猶予

－2020年 2 月以降，収入が減少（前年同月比 $\mathbf{\Delta} 20 \%$ 以上）したすべての事業者について，無担保かつ延滞税なしで納税を猶予する。
－法人税や消費税，固定資産税など，基本的にすべての税を対象とする。
（標準的な税の納付期限）

- 法人税 事業年度終了から2ヶ月以内（3月末決算であれば5月末）
- 消費税 事業年度終了から2ヶ月以内（同上）※個人事業者はア月末（2020年は4月16日）
- 申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日，ただしその後も柔軟に申告を受付）
- 固定資産税 基本的に，4～6月で自治体が定める日（第1期分）

| 現行制度 | 特例 |
| :---: | :---: |
| －一定の期間（原則1年）において，大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。 <br> - 原則として，担保の提供が必要。 <br> - 延滞税は軽減（年 $1.6 \%$ ） | －2020年2月から納期限までの一定の期間 （1か月以上）において，収入が減少＊した場合に 1 年間納税を猶予。 <br> ※前年同期比概ね $20 \%$ 以上 <br> - 担保は不要。 <br> - 延滞税は免除。 |

## 欠損金の繰戻還付の拡充

－現在，資本金 1 億円以下の中小企業に限り，前年度に納付した法人税の一部還付を受けること ができる（欠損金の繰戻還付）。
－本制度の適用対象を，資本金10億円以下の中堅企業約 1 万 5 千社に拡大する。
※ 例えば2018年度黒字•2019年度赤字の事業者，および2019年度黒字•2020年度赤字の事業者は， 2018年度（2019年度）に納めた法人税の一部を取り戻し可能になる。

| 現行 | 特例※ |
| :---: | :---: |
| 中小企業者（資本金 1 億円以下） | 資本金 1 億円～10億円以下の法人を追加 |

※2020年2月1日～2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用

## ＜欠損金の繰戻しによる還付のイメージ＞ <br> 【2018年度】（2019年度）【2019年度】（2020年度）




[^0]:    1 上記の拡充にあわせて，短時間一斉休業の要件緩和，残業相殺の停止，支給迅速化のため事務処理体制の強化，手続きの簡素化も行うこととする
    2 教育訓練が必要な被保険者について，教育訓練の内容に応じて，加算額を引上げる措置を別途講じる

